

盛土規制法に関する許可等申請手数料一覧 (R8. 4. 1～)

岡山県に提出される宅地造成及び特定盛土等規制法に関する許可等申請の手数料です。
 なお、岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市の手数料額については、各市へお問い合わせください。

① 許可申請手数料 (法第 12 条第 1 項本文及び第 30 条第 1 項本文)

盛土又は切土 土石の堆積 をする土地の面積 (㎡)	手数料 (円)	
	盛土又は切土	土石の堆積
500 以内のもの	16,820	11,830
500 を超え 1,000 以内のもの	28,640	14,330
1,000 を超え 2,000 以内のもの	40,480	16,820
2,000 を超え 3,000 以内のもの	59,780	20,550
3,000 を超え 5,000 以内のもの	68,490	29,280
5,000 を超え 10,000 以内のもの	93,400	33,000
10,000 を超え 20,000 以内のもの	149,430	39,850
20,000 を超え 40,000 以内のもの	230,360	54,800
40,000 を超え 70,000 以内のもの	361,100	74,720
70,000 を超え 100,000 以内のもの	510,520	112,070
100,000 を超えるもの	659,930	136,970

② 変更許可申請手数料 (法第 16 条第 1 項本文及び第 35 条第 1 項本文)

変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。

最高限度額は、盛土又は切土の場合 659,930 円。土石の堆積の場合 136,970 円。

(注) 軽微な変更の届出や工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正の手続きは手数料不要。

変更内容		手数料 (円)
設計の変更	面積*…変更なし 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…減少のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に 対応する①の金額×1/10
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更なし	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…増減あり 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に 対応する①の金額×1/10
その他の変更	設計者の変更 等	10,000

※ 面積…盛土又は切土 (土石の堆積) をする土地の面積

③ 中間検査申請手数料 (法第 18 条第 1 項本文及び第 37 条第 1 項本文)

盛土又は切土をする土地の面積 (㎡)	手数料 (円)
20,000 以内のもの	13,360
20,000 を超え 40,000 以内のもの	17,750
40,000 を超え 70,000 以内のもの	26,520
70,000 を超え 100,000 以内のもの	39,660
100,000 を超えるもの	52,810

④ 宅地造成等に関する証明書交付手数料 (円) (則第 88 条)

750

〈お問合せ先〉

岡山県土木部都市局建築指導課盛土対策班 TEL : 086-226-7868